

学校法人吉田学園 経済的支援制度

目的

意欲と能力のある学生が経済的理由等により、修学を断念することがないよう、経済的支援（授業料の一部免除）をすることを目的としています。

制度の概要

【対象要件】

以下のいずれかの要件に該当する学生。

- (1) 生活保護法による保護費の受給世帯の学生
- (2) 個人住民税所得割が非課税世帯の学生
- (3) 所得税が非課税世帯の学生
- (4) 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の学生

【対象学科】

- ・ 救急救命学科
- ・ 臨床工学科
- ・ 臨床検査学科
- ・ 視能訓練学科
- ・ 歯科衛生学科
- ・ 歯科技工学科
- ・ 医療事務クーク学科

【減 免 額】

授業料のうち 20 万円

【国による経済的支援制度】

「学校法人吉田学園 経済的支援制度」の採用決定学生に対し、さらに国からの経済支援金 10 万円（上限）が支援金として支給（授業料から免除）されます。 ※国が示す要件に該当する場合

その他詳細は「学校法人吉田学園 経済的支援制度取扱要領」をご覧ください。

平成 31 年度支援予算額

年間授業料	採用予定人数	支援予算額
募集要項にて ご確認下さい	8 名	1,600,000 円